第６章

死因究明のための死体の科学調査の活用

第１節　薬物及び毒物に係る検査の活用 ……60
第２節　死亡時画像診断の活用 ……65

第１節 薬物及び毒物に係る検査の活用

１　地方公共団体に対する死因究明等に係る持続可能な体制の検討及び整備への協力

【施策番号58】（再掲）

P24【施策番号25】参照

２　死因究明に関して中核的な役割を果たす医療機関等の施設及び設備を整備する費用の支援

【施策番号59】（再掲）

P53【施策番号55】参照

３　異状死死因究明支援事業による解剖、死亡時画像診断及び検査に必要な費用の支援

【施策番号60】（再掲）

P49【施策番号49】参照

４　各地域における死因究明に係る薬毒物検査の持続可能な体制の検討及び整備への支援

【施策番号61】

死因究明に係る薬毒物検査については、専門的科学的知見に基づいて、客観的かつ中立公正に行われることが重要である。

厚生労働省においては、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され、その結果が公衆衛生の向上・増進等に活用される体制の構築を推進するため、令和４年度から、死因究明拠点整備モデル事業（薬毒物検査拠点モデル事業）を実施している。

薬毒物検査拠点モデル事業は、大学の法医学教室や検案する医師等が連携し、公衆衛生の観点から薬毒物検査を実施するための拠点を試行的に構築し、運用する事業である。

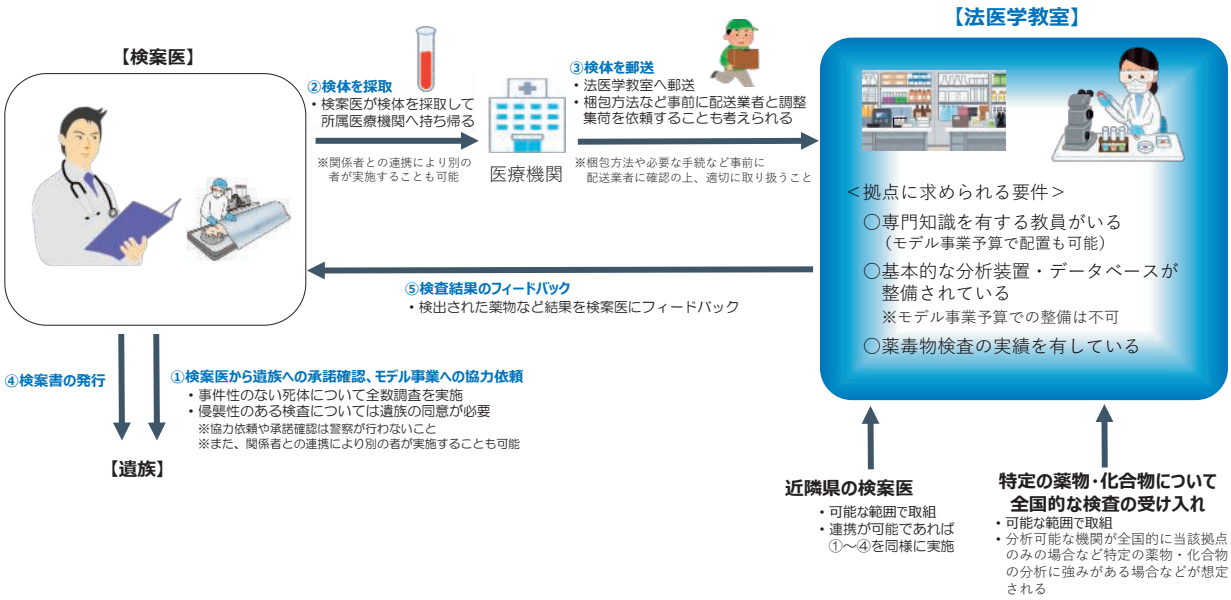
令和６年度以降、これまでの成果や課題を踏まえ、他大学との連携により、検査可能な薬毒物の拡大やコスト削減等を検討すること等を各地域における取組内容の具体例として事業実施要綱に明記している。

令和７年度は、１大学で当該事業を実施しているところ、引き続き、薬毒物検査を含め、必要な死因究明等の体制の整備について検討を進めることとしている。

資6-1-4　死因究明拠点整備モデル事業（薬毒物検査拠点モデル事業）のイメージ

具体的なスキームのイメージ

※あくまでイメージ。実際の運用は地域の状況に応じて構築。



出典：厚生労働省資料による

5　必要な薬毒物定性検査を迅速かつ的確に実施するための科学捜査研究所の体制整備等

【施策番号62】（再掲）

P37【施策番号32】参照

6　警察における必要な定性検査の適切な実施

【施策番号63】

警察が死体の取扱いに際して実施する薬毒物検査には、死体取扱現場で行われる簡易検査と科学捜査研究所等で行われる本格的な定性検査がある。警察においては、死体取扱現場において、薬物及び毒物を検知することができる簡易薬毒物検査キットを用いた予試験を徹底することや、複数の簡易薬毒物検査キットを活用するなど薬毒物検査の充実を図るとともに、必要があると認めるときは、科学捜査研究所等において、分析機器による本格的な定性検査を実施している。

令和７年中に警察が取り扱った死体20万4,562体のうち、死因・身元調査法第５条の規定に基づく薬毒物検査が行われたものは19万3,126体（94.4%）であり、科学捜査研究所等において分析機器による検査が行われたものは9,357体（4.6%）であった。

資6-1-6　科学捜査研究所等における分析機器による薬毒物検査実施体数・実施率の推移

	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
死体取扱数	173,220	196,103	198,664	204,184	204,562
うち薬毒物定性検査実施体数（※）	9,478	8,611	8,999	8,384	9,357
実施率	5.5%	4.4%	4.5%	4.1%	4.6%

※　死因・身元調査法第５条の規定に基づき、科学捜査研究所等において分析機器により実施したものに限る。

出典：警察庁資料による

7　死因・身元調査法に基づく検査の適切な実施を推進するための都道府県警察と都道府県医師会等との連携強化等

【施策番号64】（再掲）

P38【施策番号33】参照

8　海上保安庁における必要な予試験の確実な実施

【施策番号65】

海上保安庁においては、死体の取扱いに際して、死体から採取した体液又は尿中の薬毒物の有無を確認するため、簡易検査キットを用いた薬毒物検査を積極的に実施しているほか、必要があると認めるときは、都道府県警察又は大学の法医学教室に嘱託し、薬毒物に係る定性検査を実施している。

令和７年中に海上保安庁が取り扱った死体329体のうち、死因・身元調査法第５条の規定に基づき薬毒物検査が行われたものは131体（39.8%）であり、このうち、都道府県警察又は大学の法医学教室に嘱託して、分析機器による検査が行われたものはなかった。

資6-1-8　海上保安庁における薬毒物検査実施体数・実施率の推移

	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
死体取扱数	276	355	331	381	329
うち薬毒物検査実施体数（※）	53	45	52	146	131
実施率	19.2%	12.7%	15.7%	38.3%	39.8%

※　死因・身元調査法第５条の規定に基づき実施したものに限る。

出典：海上保安庁資料による

９　死因究明等の実施体制の充実に係る取組に対する大学施設等の活用等を通じた協力の要請

【施策番号66】（再掲）

P52【施策番号53】参照

TOPICS

7 大阪大学における取組

大阪大学は、令和７年度の死因究明拠点整備モデル事業（薬毒物検査拠点モデル事業）（P60【施策番号61】参照）に採択された。

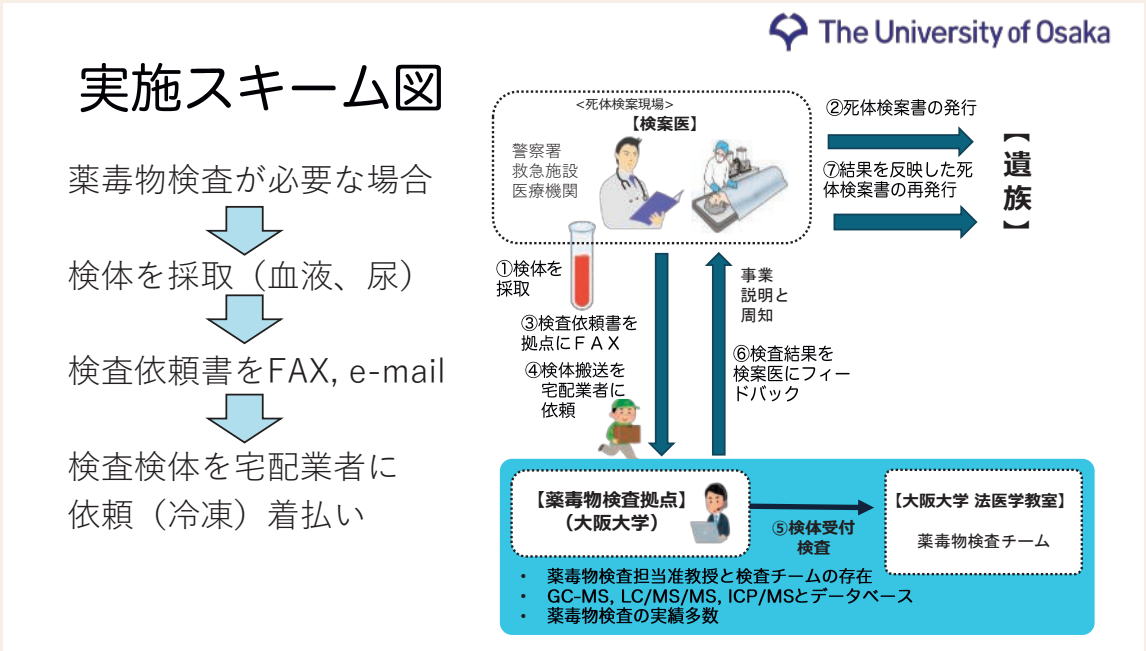
中心となる法医学教室は、近年、大阪府内の法医解剖の半数近くを担うとともに、平成26年度から国立大学法人運営費交付金等を活用した「死因究明学の創造と担い手養成プラン」事業、令和５年度から「次のいのちを守る人材育成教育研究拠点形成事業」を推進し、歯学研究科、薬学研究科とともに死因究明等高度専門人材の育成と死因究明等に関連する最新科学データの集積を行ってきた。

また、薬毒物検査についても、法医学教室に薬毒物検査チームを設置し、准教授（現教授）をリーダーとして検査実施者５～６名の体制で実施してきた。

今回の事業の最大の特徴は、検案は警察協力医のみならず救急医も少なからず行っていることから、救急医療機関からも検体の受け入れを行うこと、検体搬送に宅配便を活用すること等、今後の検査拠点としての稼働を念頭においたことである。

また、大阪府警察医会通常総会での説明、Webでの書類等の掲載、一般社団法人日本中毒学会西日本地方会でのアナウンス等の広報を行い、警察協力医及び救急医から受け入れる体制を整えた。

今後は、より一層の自動化と依頼元への迅速な結果報告、そして死体検案書への反映等死因究明の一助になることを目指している。



出典：大阪大学による

第２節　死亡時画像診断の活用

１　地方公共団体に対する死因究明等に係る持続可能な体制の検討及び整備への協力

【施策番号６７】（再掲）

P24【施策番号25】参照

２　死因究明に関して中核的な役割を果たす医療機関等の施設及び設備を整備する費用の支援

【施策番号６８】（再掲）

P53【施策番号55】参照

３　異状死死因究明支援事業による解剖、死亡時画像診断及び検査に必要な費用の支援

【施策番号６９】（再掲）

P49【施策番号49】参照

４　死亡時画像診断に関する研修会の充実

【施策番号７０】（再掲）

Ｐ６【施策番号７】参照

５　小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報の収集及び分析等

【施策番号７１】（再掲）

Ｐ７【施策番号８】参照

６　死因・身元調査法に基づく検査の適切な実施を推進するための都道府県警察と都道府県医師会等との連携強化等

【施策番号７２】（再掲）

P38【施策番号33】参照

7　死亡時画像診断を実施する病院等との協力関係の構築及び強化

【施策番号73】（再掲）

P39【施策番号34】参照

8　死因究明等の実施体制の充実に係る取組に対する大学施設等の活用等を通じた協力の要請

【施策番号74】（再掲）

P52【施策番号53】参照